

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の概要等について（新規）

令和4年8月に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）を踏まえ、高等学校通信制課程の規模及び教諭の数等に係る高等学校通信教育規程の一部を改正する省令を公布しました。その概要や留意事項をお知らせいたします。

4 文科初第 2033 号
令和 5 年 2 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

御中

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添のとおり、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第40号）が、令和4年12月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

本省令は、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）（以下「審議まとめ」という。）における議論を踏まえ、所要の改正を行うものです。

本改正省令の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

各都道府県教育長におかれては所管の通信制課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び通信制課程を置く高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育長におかれては所管の通信制課程を置く高等学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の通信制課程を置く高等学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の通信制課程を置く高等学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長におかれては所轄の通信制課程を置く高等学校及び学校設置会社に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いします。

また、今般の高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）の改正趣旨を踏まえ、私立高等学校の通信制課程の設置認可に係る審査基準等について必要な見直しを行うなど、設置認可に係る事務の適切な実施をお願いいたします。

記

第1 本省令の概要

（1）通信制課程の規模関係

実施校における通信制の課程に係る収容定員について、240人以上との下限は撤廃し、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるものとする。こと。（第4条第1項関係）

(2) 教諭の数等関係

実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数について、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。 (第5条第1項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

令和5年4月1日から施行すること。ただし、第5条第1項の改正については、本省令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができること。

第2 留意事項

- (1) 規程第5条第2項において、「前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。」と規定しているが、学校では教育をつかさどる職員として教諭を置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること。
- (2) 同条第3項において、「実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。」と規定しているが、学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。
- (3) 同条第2項の規定により助教諭若しくは講師を置く場合又は同条第3項の規定により他の学校と兼務する教員を置く場合における同条第1項の教諭の数等の算定に当たっては、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とすべきこと。また、本省令で定める教諭の数等について、審議まとめにおいて「これは必要最低の基準であつて、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、15歳から18歳の生徒が増えるなど若年化している学校にあつては、決して生徒数80人当たり教諭等1人で十分ということではないということと、専門・支援スタッフとの連携が重要であるということである。通信制高等学校においては、生徒数40人当たり教諭等1人以上とされている全日制・定時制以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくことが重要である」とされていること。
- (4) 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備については、規程第10条の2第1項において、「当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない」とし、学習等支援施設の施設・設備等については、規程第10条の2第2項において、「教育上及び安全上支障がないものでなければならない」としているが、今般の改正の趣旨も踏まえつつ、引き続きこれらを遵守すること。特に、規程第10条の2第1項中の「前六条」には、今般改正した規程第5条第1項の教諭の数等の規定が含まれていること。

【別添1】 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第40号）

【別添2】 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）（令和4年8月29日）（抄）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付振興係

電話：03-6734-4111（内線 3563, 4679）

メール：koukou@mext.go.jp

○文部科学省令第四十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第四項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、<u>教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、<u>五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2・3 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1・2 「略」</p> <p>「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(通信制の課程の規模)</p> <p>第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、<u>二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 「同上」</p> <p>(教諭の数等)</p> <p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、<u>五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</u></p> <p>2・3 「同上」</p> <p>附 則</p> <p>1・2 「同上」</p> <p>3 <u>この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒収容定員が三百人未満のものについては、当分の間、第四条の規定にかかわらず、同条の規定によらないことができる。ただし、その現に存する生徒収容定員を下ることとなつてはならない。</u></p> <p>4 <u>この省令施行の際、現に存する高等学校の通信制の課程のうち生徒数が三百人未満のもの通信教育を担当する専任の教員の数及び専任の事務職員の数の基準は、第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の高等学校通信教育規程（以下「新規程」という。）第五条第一項（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭（新規程第五条第二項の規定により助教諭又は講師をもってこれに代える場合を含む。）の数については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、なお従前の例によることができる。

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する 調査研究協力者会議（審議まとめ）（令和 4 年 8 月 29 日）（抄）

第 3 章 取るべき対応策

2. 指導体制の在り方

（1）教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し

- 現行制度においては、教員数の定めについて「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする」とされている（高等学校通信教育規程第 5 条）。これは、かつては、生徒数に応じて教員数が規定されていた¹¹が、教育上支障がないことを前提としつつ、設置者・設置認可権者の判断で学校の実態に合った柔軟な教員配置を可能とするために、平成 16 年に規定の大綱化がなされたものである。
- 一方で、
 - ・ 通信制高等学校においては現在、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、自立した学習者として自学自習を行う勤労青年を対象の中心としていた時代とは異なる状況となっており、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うなど、組織的な学習支援体制の整備が従来以上に求められていること
 - ・ 平成 16 年の教員定数に関する規定の大綱化後に設置された私立通信制高等学校では、旧規定を満たさない学校が 58%であるとの研究結果¹²も示されるなど、教員配置が不十分であると考えられる学校もあること
 - ・ 大規模な収容定員を有する通信制高等学校が増加し、また、依然として違法・不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も見られることから、設置者の判断に委ねるだけでは、十分な教員配置が実現できない可能性が高いこと
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があること

¹¹ 平成 16 年の大綱化前においては、実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）の数の基準を「通信制の課程の生徒の数が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数」としていた。

¹² 内田康弘・神崎真実・土岐玲奈・濱沖敢太郎「なぜ通信制高校は増えたのか—後期中等教育変容の一断面」（『教育社会学研究』第 105 集、2019 年、5-26 頁）より。

を踏まえれば、通信制高等学校の教育の質の向上を図るためには、指導体制を確実に確保していく必要がある。

- このため、通信制高等学校においても、生徒のケア等を担当する専門・支援スタッフと連携しつつ、クラス担任制のように、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができるように指導体制を整える必要がある。具体的には、専門・支援スタッフの配置や、多様なメディアを利用した学習に伴う面接指導等時間数の減免等が行われている場合であっても、教師が面接指導や添削指導の実施・評価や試験の採点・評価、専門家等と連携した生徒指導などを生徒一人一人の状況に応じてきめ細かく行う必要があることを踏まえれば、差し当たり、少なくとも生徒数 80 人当たり教諭等が 1 名以上必要であることを基準として設定していくべきである¹³。ただし、ここで強調しておくべきなのは、これは必要最低の基準であって、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、15 歳から 18 歳の生徒が増えるなど若年化している学校にあっては、決して生徒数 80 人当たり教諭等 1 人で十分ということではないということと、専門・支援スタッフとの連携が重要であるということである。通信制高等学校においては、生徒数 40 人当たり教諭等 1 人以上とされている全日制・定時制¹⁴以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくことが重要であることを併せて適切に周知していくべきである。
- また、収容定員については、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができる指導体制・教育環境等が整っているかどうか重要であることから、設置認可の際に適切にこれを確認していくべきである。また、より特色ある教育の提供を可能とする観点からも、前述の必要な教諭等の数の設定と合わせて通信制課程の規模の下限を 240 人としている現行規定は撤廃していくべきである。

¹³ この教諭等の数については、今後の研究の成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくことが考えられる。

¹⁴ 高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 8 条第 1 項において「高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする」とされている。